

山形県男女共同参画推進員設置要項

(設置)

第1条 県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえて地域の中で男女共同参画を推進する山形県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(活動)

第2条 推進員の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する普及・啓発
- (2) 県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供
- (3) 県及び市町村が行う男女共同参画施策の推進への支援・協力
- (4) その他男女共同参画を推進するために必要な活動

(市町村等との連携)

第3条 推進員は、市町村をはじめ地域における各種関係団体等と連携を図りながら活動するものとする。

(推進員の委嘱等)

第4条 推進員は、原則として公募とし、男女共同参画の理念等をよく理解し、その推進のために熱意をもって活動する意欲がある者の中から、知事が委嘱する。

2 知事は、推進員を委嘱しようとする者に対して承諾書（様式第1号）の提出を求め、承諾書の提出があった場合は、推進員証（様式第2号）を交付する。

(推進員の解職)

第5条 知事は、任期満了に伴うもののほか、推進員から辞退の申し出があった場合、また、推進員としてふさわしくない行為があった場合には、その職を解くことができる。

2 前項の辞退の申し出をしようとする者は、辞退届（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(推進員の任期)

第6条 推進員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度の末日（3月31日）とする。なお、再任を妨げない。

(推進員への情報提供)

第7条 県は、推進員の活動を支援し、地域における効果的な取組を促進するため、

推進員に対し男女共同参画に関する各種情報を提供するものとする。

(秘密の保持等)

第8条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 推進員は、その地位を第2条第1項の活動を推進する目的以外に利用しないものとする。

(報告)

第9条 推進員は、その活動状況等について、四半期ごとに、活動報告書(様式第4号)またはそれに準ずる方法により、県に報告するものとする。

(事務)

第10条 推進員に関する事務は、しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課において処理する。なお、必要に応じて、山形県男女共同参画センターの協力を得るものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年1月20日から施行する。

(平成29年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)